

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2329号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

身長五尺一寸(一五三センチ)というのは明治のはじめ、二十歳の日本男子の身長だった。文明開化・富国強兵の時代の人たちが見る異人さんには比べると、あまりに貧弱である。されば欧米人にならうと、牛肉牛乳を大いに用うべし、と時の指導者たちは盛んに奨励した。

明治三年、腸チフスを患った福沢諭吉は、牛乳を飲んで元気を回復すると、さっそく宣伝文をたのまれて書いている。「牛乳を以て根気を養わざれば良薬も効を奏さず」とか「不治の病を治し不老の寿を保ち……」など、当時の指導者の牛乳に対する考え方が分かって面白い。

さらに明治天皇に牛乳を飲んで



実りの秋

牛乳のこと

なかった。

食の習慣ほど保守的なものはない。一般にはまだ牛乳を飲む習慣はなく、そんなものを飲めば、頭に角が生える、といわれていた時代である。それに、なによりも値段が高かった。明治八年ころで、牛乳一合が五銭。かけそば五、六杯分の値段で

らったり、そうかと思うと、変わっているのは、初代軍医総監の松本順である。当時代いへんな人気役者だった女形の沢村田之助を吉原によんで、大勢の芸者の前で、うまそうに牛乳を飲んでもらって評判になっている。とはいっても、しよせんは花柳界だけの評判で、大衆のものでは

ある。

そんな時代から百数十年。牛乳は近年では国民一人当たり二〇〇CCビンにして、一年間に百六十六本を消費していることになるという。そうした牛乳のせいばかりではなからうが、日本人の体格も見違えるようによくなくなった。特に戦後の民主主義の中で若者の手足の伸びは著しい。自由に伸びた自分の手足を、自分でどう扱ってよいか分からないうのである。

一方、牛乳の方は、この夏、一部の不祥事から、乳製品の思わぬ一面も明るみに出たりして……。明治のころの、あの熱心な指導者たちも、啞然としているかも知れない。

(エッセイスト 山本兼太郎)

もくじ

政 策	わがまちづくり推進事業を創設 = 平成13年度自治省予算概算要求(2)
フォーラム	イントラネットで村おこし = 長野県安曇村(9)
随 想	分権への真の対応と自治体としての生き残り作戦...広島県新市町長 藤原 平.....(10)
情 報	政策レーダー(11)

解 説

平成13年度予算概算要求重点施策

自治省

わがまちづくり推進事業を創設

合併補助金を「交付金」に衣替え

自治、郵政、総務三省庁が統合して平成十三年一月に発足する「総務省」の平成十三年度予算概算要求のうち、自治省が要求した地方自治関係の重点施策の目玉は、地方分権をより強力に推進するための市町村合併、都道府県の合併問題への取り組みを支援する都道府県体制整備事業交付金など、総額二七億円を「日本新生特別枠」で要望した。広域行政圏の地方単独事業を財政支援する

「まちづくり特別対策事業」も、圏内市町村の連携を重視する事業に財源を優先配分する仕組みに改める。新規施策では、西田司自治相の指示を受け、住民が企画・立案した地域振興策を地方交付税で財政支援する

「わがまちづくり支援事業」を創設、住民の行政参加を促す考えだ。重点施策をみると、まず市町村合併では、合併に対する住民の意向把握や県独自のシンポジウム開催経費として、都道府県体制整備事業交付金を一団体当たり五〇〇〇万円、計二三億五〇〇〇万円とした。また、合併推進交付金（現行は補助金）を一〇億三〇〇〇万円計上。内訳は、市町村合併特例法に基づく協議会を設けた団体への「準備金」に三億二〇〇〇万円、合併後の電算システムの変更や庁舎改修などへの支援に七億一〇〇〇万円を配分する方針。

現行の合併補助金は、モデル事業に使うとの位置付けで「補助金」にしているが、同省は合併する市町村

に確実に助成できる「交付金」に衣替えして要求した。しかし、大蔵省は「ばらまきになる」として交付金創設に難色を示しており、年末の予算編成では、二年連続で復活折衝のテーマになりそうだ。

これに関連して、地方分権や市町村合併が進んだ後の二十一世紀の望ましい地方自治制度をめぐる調査研究に着手する。政党や学識経験者らの提言も参考に、合併が進んで市町村の規模が拡大した場合の、都道府県と市町村の関係の在り方や、都市制度の将来像、合併ができない小規模町村の在り方を探る予定。

住民企画の振興策を財政支援

また、広域行政圏の振興に役立つ地方単独事業を財政支援する「まちづくり特別対策事業」を「広域まちづくり対策事業」に衣替え、採択要件を厳しくする。現行制度では、広域行政圏に属する市町村は「まちづくり事業計画」の策定が義務づけられるが、その際に各事業主体（市町村と都道府県）が「広域的な調整を図ること」をうたっている。しかし、

実際には施設配置で市町村同士が綿密な協議をせず、同一の広域圏に類似の施設が造られる弊害もあつたため、市町村合併への誘導も念頭に連携事業を重視することにした。

拠点施設の整備費に対する分担金を施設所在地以外の市町村が拠出し、一部事務組合（広域連合）が事業主体となつて施設を造つたりす

る「広域施設共同整備事業」に対しては、地域総合整備事業債の八五％充当を認める。対象施設は、道路、街路、広場、スポーツ・レクリエーション施設、広域総合運動公園、地域産業・観光センターなど。財政力に応じ、後年後に元利償還費の三〇―五五％を交付税措置する。

一方、地方分権の一環として地方行政への住民参加を促す「わがまちづくり支援事業」を創設する。具体的な施策として高齢者の生きがい対策や子育て支援、商店街活性化、伝統文化の保存活動などを想定。財政措置の内容は来年度の地方財政対策の中で詰めるが、小学校区単位で一地域当たり二〇万―三〇万円程度を助成する考えだ。

住民はまず、地域で話し合いの場を設け、「わがまちづくりの提案」をまとめる。この提案は①住民が自ら行う②住民と行政が共同で行う③行政に実施してもらいたい事業を条件とする。市町村は提案の中から具体化したプランに対し必要経費を助成、その財源は自治省が普通交付税で手当てする仕組みだ。

消防防災分野の高度情報化を推進

一般行政経費に盛り込んだ調査研究事業では、地方自治体の財政再建（準用再建）制度の在り方を検討する。現行制度は普通会計の実質赤字を判断基準にしているが、公営企業会計や第三セクター、地方公社の会計を合算した赤字額を考慮に入れる

政 策

方向で検討を進める。また、自治省の統一基準に基づき、自治体が相次いで作成中の貸借対照表(バランスシート)上に表れた債務超過額を加味することも視野に入れる。自治体財政の極度の悪化を未然に防ぐのが狙いで、平成十四年春に結論を出す。

また、有識者と自治体の担当者がインターネット上で行政評価に関する意見や情報を交換する研究会を設ける。特に導入が遅れている市町村が先進事例などを参考に、行政評価を円滑に導入できるようにするのが狙い。これにより、普段はなかなか話を聞けない専門家との議論が可能になり、行政評価に関する情報を住民にどう提供したらよいか、といった点を専門家や先進自治体に聞くこともできる。

このほか、市町村が条例制定などの「自主立法」を円滑に進められるよう、自治体の先進的な事例を蓄積したデータベースを設置する。地方分権の進展で地域の実情に応じた施策展開が増えてくるため、新たな行政課題に対応するのに必要な条例を市町村独自で作れる能力を育てる。同省が関係する財団法人に設け、ホームページで情報提供する。

消防防災関係の予算では、IT(情報技術)革命への対応として、消防防災分野の高度情報化の推進に一八億五〇〇万円を計上。具体的には①災害現場との通信確保のための小型衛星電話②ヘリコプターの位置を三次元の地図上に表示できるシステム③市町村のホームページを使つて

災害時の安否情報を提供できるシステム④の開発に乗り出す。

インターネットを活用したシステムの構想は、自治体が設けているホームページ上に、災害に関する情報サイトを設け、被害情報や避難場所、住民安否など最新の情報を逐次掲示する。気象や交通といった災害に密接に関連する情報は、このサイトとリンクさせ、直接アクセスできるようにする。また、掲示板を住民同士の情報交換に利用してもらうほか、電子メールで住民からの情報も受け付けられる仕組みとする。

交付税、八年連続のマイナス要求
概算要求に盛り込まれた地方交付税の総額は、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入り口ベースで前年度比二二・三%増の一七兆一四二〇億円。しかし、自治体に配分する出口ベースでは二八・一%減の一五兆三六六億円で、八年連続のマイナス要求となる。

概算要求時の交付税総額は、大蔵省が作成した「財政事情の試算」などを基に機械的に算出する。入り口ベースの交付税額一七兆一四二〇億円の内訳は、まず法定五税分の合計額が一三兆九五七五億円。これに①地方に対する国の借金である法定加算など特例措置分一兆九一三五億円②恒久的減税に伴う交付税減収分を補てんするための国負担分八〇一〇億円③国の平成十一年度決算剰余金から支払われる交付税の精算増四七

〇〇億円が加わる。

恒久的減税による交付税の影響額は、交付税特会の借入金が増加していることを考慮。国負担分については特会借入れではなく、一般会計からの加算で補てんするよう二年連続で要求する。

一方、財政構造改革当時に大蔵省と合意した、いわゆる「三年ルール」の失効により、過去三年間凍結されていた交付税特会借入金の元金払いが来年度から始まる。入り口ベースから同特会借入金の元金償還費一兆八五五〇億円、それに利払い費七〇六五億円を差し引き、恒久的減税関連の地方負担分(特会借入れ)八〇六一億円を加えた出口ベースが一五兆三六六億円。

伸び率二八・一%減は、要求段階では平成十二年度(二八・九%減)に次ぐ落ち込み。これは、総額確保のための特会借入れ(前年度八兆八八一億円)恒久的減税関連の借入金(含む)を計上していないため、年末の地方財政折衝では引き続き、特会の新規借入れの規模が焦点となる。

このほか、①恒久的減税に伴う地方税減収の一部を国の一般会計から補てんする地方特例交付金九一五二億円(〇・一%増)②地方譲与税剰余金六二四七億円(一・七%増)を要求した。

地方交付税と地方特例交付金、衆参選挙と中央省庁再編、サミットに關係する経費や日本新生特別枠での要望を除く実質的な予算は一・〇%

増の九四八億円。消防補助金は一九三億円(二・四%増)基地・調整交付金は三〇二億円(三・四%増)をそれぞれ盛り込んだ。日本新生特別枠では、市町村合併経費のほか、IT革命分で二七億円、環境・高齢化・都市基盤整備分として二〇億円をそれぞれ要望している。

財投改革で特別地方債を廃止

平成十三年度の地方債計画案によると、総額は二〇・七%減の一兆九二九三億円だが、減税補てん債など特殊要因を除いた実質的な伸び率は五・三%減の一兆四一八九億円。国庫補助事業に関連した地方債は、概算要求基準で公共事業費が前年度並みとされたため、発行額の伸びをゼロとした。地方単独事業に充てる地方債も、補助事業に合わせる前年度並みを見込む。ただ、単独事業の伸びは、経済成長や地方税収の動向を見極めて決定するため、地方債計画額も年末の地方財政計画の策定作業と平行して最終調整する。

計画額のうち普通会計の通常分は、「臨時三事業」(地方道、河川、高校)の起債充当率を「仮置き」で前年度の九五%から九〇%に引き下げるため〇・四%減。特別分は、財源対策費を計上していないので八

四・一%減。公営企業会計等分は、上下水道、交通、病院などの事業について各団体の事業計画に基づく必要額を計上、二二・七%減となった。八月の計画案時点で通常分の伸び

政 策

率がマイナスとなるのは、財政構造改革で投資的経費が厳しく抑制された平成10年度以降、四年連続。

今回の計画案で特徴的なのは、来年度からの財政投融资改革に伴って政府資金の一種だった特別地方債(年金還元融資)が廃止される点。

このため、これまで全額に特別地方債を充当していた病院事業、簡易水道事業など七事業に公営企業金融公庫資金を活用する。この結果、同資金の要求額は二兆六〇〇億円(二・〇%増)に膨らむ。

また、財政改革に伴い、政府資金の種類は国が財投債で調整する「財政融資資金」と、地方自治体に直貸しされる郵貯資金、簡保資金の三種になる。政府資金の要求額は「仮置き」で六兆六五〇〇億円(一三・一%減)とした。政府資金に公営公庫資金を加えた公的資金が地方債計画額に占めるシェアは、現段階で六七・四%となる。

公的資金借りに金利選択制

財政改革に伴い、地方自治体は来年度の政府資金借りに、現行通り当初の金利を償還終了まで固定する(固定金利方式)か、十年ごとの市場金利に応じて見直す(利率見直し方式)かの選択をする新制度が導入される。「固定」を選択した自治体は翌年度借り入れて、利率見直しに変更できるが、「利率見直し」から「固定」への変更は三年経過後とする。

また、同一自治体で事業ごとに固定、利率見直しを混在させることはできないが、地方公営企業については、公営企業管理者を置いている場合、普通会計債と公営企業債と異なる選択ができる。

公営企業金融公庫資金も同様に金利選択制が適用されるが、金利変更は政府資金より弾力化し、「利率見直し」から「固定」の変更も毎年度認める。さらに、地方公営企業の適用事業か、法非適用事業であるかを問わず、借り入れごとに金利選択ができるようにする方向だ。政府資金、公営公庫資金とも、来年度借り入れから、自治体が補償金を支払えば繰り上げ償還できる制度を新設する。

公営公庫の来年度予算概算要求によると、農林漁業金融公庫からの受託貸し付けを除く貸付要求額は、前年度比〇・七%増の二兆七五二億円。同公庫の発行債券はこれまで十年物だけだったが、下水道事業など長期貸し付けに対する金利上昇局面でのリスク軽減のため、超長期債(二十年債)を新規発行する。

また、貸出金利を優遇する「特別利率(特利)」と「臨時特別利率(臨時)」の設定方法を見直す。公庫の資金調達コストを勘案して基準金利を設定するのは従来と同じだが、政府資金と連動する方式を改め、財投金利プラス〇・一%としていた特利を「基準金利マイナス〇・三%」、財投金利プラス〇・〇五%に臨時を「基準金利マイナス〇・三五%」とする。

時事通信社 上崎正則

温泉よりもっと
『温泉』!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



自治体事例＝ごみ焼却施設の余熱を利用した埼玉県朝霞市の「憩いの湯一湯〜ぐうじょう」

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉

地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと

高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!

数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉

老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

情 報

全国町村長大会は12月6日

正午からNHKホールで

全国町村会は9月21日の理事会(都道府県町村会長会議)で、12月6日正午に東京・渋谷のNHKホールで「全国町村長大会」を開くことを決定した。

この大会は、地方自治に関する国の施策ならびに当面する諸問題等について、町村長の総意を結集して宣言、決議、要望を決定し、大会終了後は目的達成のための実行運動を行う。

参加者は2,558の町村長をはじめ各都道府県町村会事務局長等関係者約3,000人。来賓に内閣総理大臣、衆参両院議長、自治大臣はじめ関係大臣、全国会議員等に出席を要請する。

同大会の開催要項は次のとおり。

全国町村長大会開催要綱

1. 名称 = 全国町村長大会
2. 目的 = 町村長の総意を結集して、国民一人ひとりが自然の恵みと豊かさを享受できる国土づくりを推進するとともに、地方分権の確立、町村行財政基盤の強化をはかり、住民が誇りと愛着を持ち、健やかで生きがいを実感できる活力ある地域社会の実現を期する。
3. 日時 = 平成12年12月6日(水)
開会 正午
4. 会場 = NHK ホール
東京都渋谷区神南2 2 1
電話03(3465)1111(代表)
5. 出席者 = 全国の町村長、都道府県および郡(地区)町村会の事務局長等
6. 順序
 - ①開会
 - ②国歌斉唱
 - ③全国町村会長あいさつ
 - ④宣言
 - ⑤来賓あいさつ
 - ⑥議長団選出
 - ⑦議事 = 決議、要望、実行運動方法協議
 - ⑧閉会
- 7 来賓祝辞要請者 = 内閣総理大臣、衆参両院議長、自治大臣および関係各省庁大臣、全国町村議会議長会長

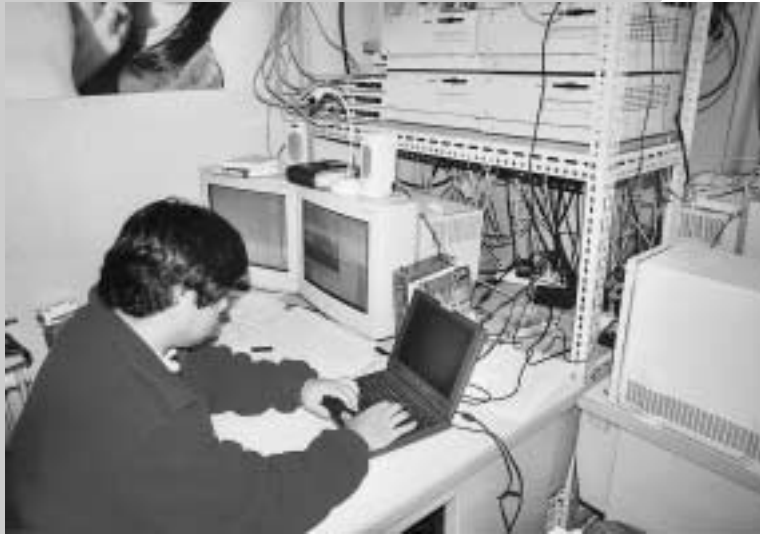
平成11年度 地域づくり自治大臣表彰

優良情報化団体 地域情報化部門

現地レポート

長野県

あ づみ むら
安曇村



乗鞍サーバー室

イントラネットで村おこし

村の概要

安曇村は、長野県の西部、松本平の西方に位置し、南北三二km、東西二二km、面積四〇一・五〇km²と広大な村域で、長野県内市町村では三番目の広さを持っている。地勢は、村全体が槍ヶ岳、穂高岳、乗鞍岳などの三千m級の山々（九峰）に囲まれており、乗鞍岳を除き、急峻な地形で、急傾斜地が多く、田圃が一枚もない、経営耕地面積が僅かな山岳の村であります。

集落は、村内を貫流する梓川沿いの台地と乗鞍高原に点在し、人口は二、四〇〇人、標高は六〇〇mから一、五〇〇mに及んでいませ。隣接する市町村は北に大町市、東に波田町、南に奈川村、西に北アルプスの山々を境に岐阜県の上室村などで一市二町七村と隣接しています。

産業としては、村土の九八パーセントを山林が占めるため、かつては、林業を中心に養蚕、畜産の盛んな村でした。しかし、大正十四年頃から豊かな梓川の水を利用した発電所の建設が相次ぎ「発電の村」となりました。そして、昭和四十四年には梓川筋電源開発による「安曇三ダム」の建設に伴い国・県道が付け替えられ、利便性



が向上した反面、住宅や田畑などのほかいくつかの名所旧跡が水没し、村内の産業や生活環境が大きく変化したのもこの時期です。

昭和初期に、上高地が中部山岳国立公園に指定され、さらに特別天然記念物、特別名勝に指定されて、国民の保健休養地として、その名声を高めてまいりました。登山者のメッカ北アルプスと山岳景勝地の上高地、ひなびた温泉地の白骨温泉、そしてスキー場をもつ通年リゾート地の乗鞍高原温泉といった四季折々の自然景観、自然の恵みを活かした高原リゾートを形成しており、年間三八〇万人の人々が訪れるようになりました。村民が第三次産業に携わる就業構造比率も八〇%に達し、観光業に依存する文字通り「観光の村」に変貌しました。

観光地の活性化につなげたい

ダム建設に伴う国・県道の改良

フォーラム



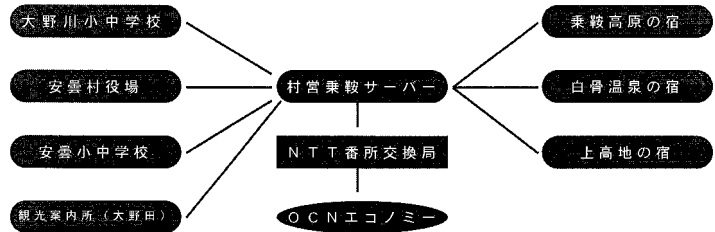
無線アンテナ

により、交通の便が飛躍的に良くなったこと、また、日本経済の高度成長にも支えられ「観光の村」として順調に発展してきましたが、近年、長期化する景気の低迷や若者のスキー離れなどの影響で乗鞍岳地区の観光業の業績の低迷が目立ち始めてきました。

乗鞍高原を訪れる観光客が減少している中で、今まで通りの営業の方法でよいのか、危機感を抱き始めた若手経営者が何か手立てがないか検討を始めました。しかし、一朝一夕ではこの難局を乗り切ることが難しいことです。そのようなときに、村の保養施設に勤務する者が、平成八年、いち早くインターネットのホームページを開設

安曇村 サイバー ネットワーク

無線とケーブルの複合システムで構成
24時間連続接続の専用線



して、毎日ホームページを更新しながら乗鞍高原を紹介したり保養施設の予約を行っていたところ、ホームページへのアクセス回数も徐々に増加し始め、それに比例して以前に比べ宿の予約も多く入ってくるようになりました。このことが観光客の減少に歯止めをかけた宿の若手経営者にやる気を起こさせ、自分たちも何かできないかということでも「乗鞍インターネット倶楽部」を組織しました。「倶楽部」では、二十四時間常時接続でインターネット利用でき

る環境がほしい、安い料金で電子メールをやり取りできないか、村でサーバーをもって運営してくれないかと、村に申し出があり協議会を発足させて研究することにしました。

安曇村サイバーネットワークの設立

安曇村サイバーネットワークは、平成十年二月二十七日正式に稼働しました。村営サーバー（接続拠点）を通じて、全ての加入施設がインターネットと専用線で接続され、二十四時間宿泊予約の受付や情報提供に利用できます。サイバーネットワーク加入者はペンションや旅館など四十軒で、役場及び学校も二校参加しています。

この地域は、国立公園内にあり、北アルプスの懐深く、平均標高一、五〇〇m、冬季の気温はたびたびマイナス二十五度以下になる厳しい環境にあります。しかも宿泊施設は高原に点在しており、ケーブルを引き回すことも厳しい地域でありました。

そこで考え出されたのが無線LANを使用することでした。無線LANは起伏に富んだ山間の一、二kmというエリアに散在する施設を結ぶ方法として、ケーブルの代わりに電波を用いて数kmの距離間

をつないでいるネットワークです。ただ、無線LANは直進性のため障害物のあるところでは難しい面もありますが、乗鞍の場合は加入施設の七割以上が無線LANを使用しております。

本サイバーネットワークは、地域の加入者と協賛企業（NTT等）、そして村が三位一体となって構築した日本初の無線LAN地域イントラネットです。その特徴としては、日本で初めて地域ネットワークに無線LANを実用化したこと、村営サーバーと村職員による運用管理で自由度の高いサービスを提供できることです。また、自治体がインターネット接続サービスをしているところは多々ありますが、殆どが運用管理を外注しているような状況であり、自治体自らがサーバーを持って職員が運用管理していることも大きな特徴だと思えます。そしてハード面だ

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

フォーラム

地域づくり自治大臣表彰を受賞



けでなく、加入者間、加入者と村、加入者と観光客といった間で情報の共有を実現して、それが大きな成果を上げています。

稼働状況としては、純粹に会費による運用費で賄い、一般的なインターネット接続サービスを網羅して自主運用ながら二年の運用実績を残しています。今後教育面での活用を検討していきたいと思えます。

第一種事業者の専用線を共同利用することで、加入者の利用料金は月額一万五千円と、通常より大幅に安く利用できます。加入者側は自己負担で、ネットに接続できる情報コンセプトをペンションなどの客室に設置しました。これに

より、宿泊客は携帯パソコンを持ち込めば、簡単にインターネットに接続でき、何時間使っても利用料金はかからず、電話線を使った接続より大幅に速く接続できます。

優れている点

先進性という点では、広大な地域であり零下二十五度以下にもなる厳しい自然環境において、日本で初めての地域イントラネットに無線LANを実用化したこと、独自性としては先例のない無線LANという点でしょう。安曇村サイバーネットワークの加入者の宿泊施設は、全てLAN環境にあります。要するに広大に地域に展開した加入者の全施設がLAN環境のネットワークになっている、いかにえれば、地域イントラネットを完全なLAN環境として実現しているという他にはない独自性です。

経済性という点では、村営サイバーを所有し、外注することなく村の職員が運用管理し、専門のエンジニアを雇わなくても運用できているので、サーバーの所有や運用もアイデア次第で安価に賄えることができます。また、無線LANを導入したことで、2MBという転送速度を持っているので、

「光」「CATV」一辺倒であった地方の高度情報化インフラ整備の概念を払拭した、安価で短期間に、そしてケーブルを敷設しないで済むので自由度の高い情報インフラを敷設することができます。

今後の展開としても、規模を拡大する際は、「光」「CATV」のようにケーブルを引き回す必要がなく、中継局やクライアント側の施設の対応だけで、簡単に拡大展開ができます。

具体的な成果

安曇村サイバーネットワークは乗鞍高原の宿泊施設の活性化、高度情報化対策として構築されたシステムで、景気等の低迷で地域的には対前年比で二五％という大幅な落ち込みを示していますが、このシステムへの加入者の宿泊施設は平均三％の売上増を記録しています。実質的な導入効果は三〇％以上にもなり、外部に対して大きな反響を呼んでいます。また、学校と加入者の家庭との連絡をEメールで行っています。

宿泊施設の多くは電子メールによる予約にも力を入れており、こうした「電脳化」を乗鞍高原の新しい魅力にすることを考えています。

(安曇村長 有馬佳明)

損害保険

代理店

株式会社 千 (ちさと) 里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国26か所)

情 報

国立国会図書館から
納本についてのお知らせ

地方公共団体等の出版物は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)により、国立国会図書館への納入が義務づけられています。

このたび、国立国会図書館法の一部が改正され、平成十二年十月一日から、施行されることになりました。改正点は、次の二点です。関係各機関への周知を含め、御協力をお願いいたします。

一 納入部数の変更
これまで町村については、三部を国立国会図書館へ納入することとなっておりますが、来る十月一日から、納入すべき部数が二部に変更されます。
なお、前記の納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合は、当該発行部数の一割が納入部数となります。

二 パッケージ系電子出版物の納入
CD-ROM、DVD、ビデオカセットテープなど有形の記録媒体に情報を固定して頒布されるパッケージ系電子出版物が、来る十月一日から、新たに納本の対象となります。

なお、次の出版物は、従来どおり納本の対象となっております。
せん。

- (1) 機密扱いのもの
- (2) 各種書式
- (3) 簡易な出版物
- ① 公共施設等の窓口で配布する講習会案内、催物案内、生活の手引等
- ② 抜刷、速報等の要約資料で簡易な方法で綴じたもの
- ③ リーフレット(一枚物)類

本件に関する詳細については、左記へ照会をお願いいたします。
〒100-8189 二四
東京都千代田区永田町1-1-101
国立国会図書館収集部
収集課官庁納本係
電話〇三(三五八一)二三三三
内線三〇一七
直通〇三(三五〇六)三三五〇

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



香川県 三木・長尾葬斎組合葬斎場 しずかの里

富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025(255)4161

随 想

分権への真の対応と

自治体としての生き残り作戦



島 県 長 平
 藤 原 新 藤
 藤 原 新 藤

随 想

中国地方の瀬戸内沿岸から少し内陸部に入り、隣に中核市となつた福山市と内陸工業都市府中市との間に人口二二、〇〇〇強の人口を擁する我が新市町は、戦後備後耕の主産地から作業服を中心に男物力ジユアル、スポーツウェア、婦人服、子供服を中心とする総合アパレル産業に脱皮して順調に生成発展してきたが、労働集約産業が故に、縫製工賃のコスト・ダウンを求めてその生産が国内の他の地域にシフトし、それが駄目になると国外にシフトし始め、又、

中国などでの生産が軌道に乗れば乗る程、安く上る中国産製品が国内生産の製品をもブッシュ・ダウンへと向う圧迫要因となり廃業倒産が続き未だに苦況から脱し切れていない状況であります。

町内産業の八〇%以上のアパレル産業がそういう状況であるだけに、我が町の町民税収も一九八七年(昭和六十二年)当時迄下降し、財政状況もどの比率を見ても危機的状況の中厳しい行政路線を直進中といった処であります。

こういう状況の下、地方分権化の作業が進み、我が町も権限移譲に伴う受け皿造りにそれなりに努力して参りましたが、介護保険等の実施に伴う人員増、コスト増にも機構改革を行う中その要員を捻出し、人件費等を中心に経常経費の切り詰め、又建設投資も公債費を三〜五億円下回る額に抑制するというギリギリの財政運用を行っている処であります。

こうした分権作業が具体的に進む中での対応をする際つくづく我が国の首長は国の施策に忠実な

かと感心する今日此頃であります。

地方分権化に伴う法制定、そしてその推進計画立案の中で委譲事務の項目だけは少しづつ明確になつて行き、この四月からの分権推進一括法案は成立したが、その財源問題については漠然としたままである。最も国の方も地方とは比較にならない四八五兆円という国債残高を抱える状況では仲々財源委譲もままにならないとは思ふ。それだけに国もここから先は地方分権の受け皿造りとして合併を支援しているのだと思う。

国がこれだけの借金体質になり地方も同じような体質になつた事は戦後の復興から立ち上り世界の先進国の優等生になる迄に発展したのは良かったが、高度成長期を過ぎても国、地方を挙げて無計画に事業を拡大してきた結果だけに我々地方の首長も同じように反省しなければならぬのは勿論のことである。ただ、地方分権と合併というのは未だに国民の中には理解されていないだけに面倒な事である。

確かに我が国は地方分権国家への移行が遅れたのは確かである。これは中央集権国家体制が右肩上りの経済社会では一つの目標に向つて国指導で一目散につき進む

で時間的にも短期間で目標を達成し成功しただけに、先行した国際化、情報化する経済社会体制の変化に迅速に対応できなかった訳である。民間企業に於ける対応が早いだけに公的組織に於ける対応の遅れは社会の発展向上に大きな障害要因になりかねない。

我々地方自治体もこのバックできない状況を把握し、分権社会の本質は、合併にあると認識を持つた上で、どうすれば地域社会として生き残り、発展を計るかについて根拠のある長期計画を持たねばなりません。そのためにも分権の受け皿としての行政組織のあり方、又、より効率的規模でまとめることでのメリット、そこから生み出される財源確保、こういったサイクルしか残された道はないと確信します。

二十一世紀のスタートはサステナブル社会の本格的幕開けでもあるし、私はこの信念を持って業務遂行をしてゆく覚悟であります。



情 報

政策リーダー

政策リーダー

下水道整備状況まとめまる

—建設省—

建設省は平成十一年度末現在の下水道整備状況等を発表した。

発表では、下水道普及率(処理区域内人口/総人口)は、全国ベースで六〇%(前年五八%)、処理人口は約七、五四八万人となり、この一年間で約二二七万人増となっている。市町村の規模別では、一〇〇万人以上が九八%、三〇〇五〇万人が七〇%、さらに五、一〇万人が五〇%となっているのに対し、五万人未満は二四%に止まり、依然、中小市町村で著しく整備が立ち遅れている。普及率を都道府県別で見ると、最も高いのが東京都(九六%)、次いで、神奈川県(九〇%)、以下、北海道(八一%)、大阪府(八〇%)、兵庫県(七九%)、京都府(七九%)の順となっている。

また、全国で雨水対策が必要な市街地面積のうち、整備済み面積の割合は四九%、湖沼・内湾等の富栄養化の防止等のため、有機物やリン等をより高度に除去する高度処理人口は九四六万人(同一四六万人増)となっている。

第八次下水道整備七箇年計画(平成八〜一四年度)では、最終的に処理人口普及率を六六%に達するよう目標を定めているところであるが、建設省では平成十三年度政府予算概算要求において、ふるさと下水道緊急整備として、事業費七九億九、一〇〇万円(国費四一億三、五〇〇万円)を計上し、特に普及率が低い中小市町村に下水道整備を段階的に推進することとしている。

財政投融资制度改革と地方債資金

自治、大蔵、郵政の三省は、財政投融资制度改革(以下財政改革)後の政府資金の地方債の取扱いについて基本的方針を固めた。

財政改革後は従来の郵便貯金、年金積立金の資金運用部に対する預託を廃止し市場運用、簡保積立金も特殊法人等への融資が廃止される。

財政改革後の地方公共団体に対する融資は、新しい政府資金として国が財投債を発行して調達する「財政融資資金」のほか、地方債計画、財政投融资計画の枠内で、市場運用の例外として自治体に直接融資する簡保積立金、郵便貯金の三種となる。

金利の基本的な考え方として、①市場原理の重視という財政改革の趣旨を踏まえ、金利は貸付期間に応じて国債の市中利回りを基準に設定②現行どおり当初の金利を償還終了まで固定する「固定金利方式」か十年毎に市場金利に応じて見直す「利率見直し方式」の二方式から地方公共団体が選択する。「固定金利方式」から「利率見直し方式」への変更については毎年度行うことができるが、「利率見直し方式」から固定金利方式への変更は、三年経過毎に機会を設ける。

このほか、来年度借入れから地方公共団体が補償金を支払えば、政府資金を繰上償還できる制度を創設している。

森林の公益的機能評価額

七十五兆円に

森林は木材等林産物を供給する経済資源と、公益的機能を発揮する環境資源の側面を持っており、森林整備の目標は、従来の木材生産重視から、公益的機能重視へと転換がはかられている。

林野庁は森林を国民全体で守り育て、次代に多様な森林を残すために、公益的機能を国民にわかりやすく示し、その価値を実感出来るように、森林の評価を行ってきた。昭和四十七年時の試算は年間十二兆八千二百億円、平成三年は三十九兆二千億円であった。

先頃、評価項目の追加、算出方法の改善、データの修正等を見直しを行った結果、現時点の公益的機能の価値は、総額で七十四兆九千九百億円となった。評価方法は、同等の機能をもつとみられる施設の建設費用等の代替法を基本としている。

内訳は、①水源かん養：二十七兆千二百億円(洪水の防止：五兆五千七百億円、水質の浄化：十二兆八百億円)②土砂流出防止：二十八兆二千六百億円③土砂崩壊防止：八兆四千四百億円④保健休養：二兆二千五百億円⑤野生鳥獣保護：三兆七千八百億円⑥大気保全：五兆千四百億円(二酸化炭素吸収：一兆二千四百億円)、以上の六機能及び評価額である。このほかに、遺伝子資源の保全、良好な景観の形成、気象の緩和等、貨幣換算できない重要な機能を有しており、森林から計り知れない恩恵を受けていることが示された。(一)内は追加された新評価項目で内数